

## 変更箇所一覧 参考資料

主な変更箇所抜粋・着色表示

P3、7、30、33、41、46、49

増進に関する条例」が施行されました。

#### (4)豊能町の動き

豊能町では、教育委員会社会教育課（現在の生涯学習課）において、女性問題に関する意識調査（1991年）や女性フォーラム、女性セミナーが実施され、男女の意識向上等に関する施策が展開されてきました。

1995年には女性政策担当窓口を町長部局に移し、1996年には町長を本部長とする女性政策推進本部を設置、1997年には人権教育のための国連10年推進本部を設置し女性問題部会が発足、庁内への女性問題の浸透を図ってきました。

2002年には、基本的人権が尊重される住みよい町づくりの実現を目的として、それまで人権啓発活動を行ってきた団体を統合し、町内の各自治会や各種団体、個人の賛同のもと、住民主体の人権啓発団体として「豊能町人権まちづくり協会」が設立され、各種事業を通して住民の皆さまに人権尊重の意識の輪を広げる活動を続けています。

2003年には男女共同参画社会推進本部を設置、2004年には、女性政策担当窓口が総務部局に改組されました。

同じく2004年には、男女共同参画社会の実現に向けて改めて意識調査を実施しました。その結果、男性は「男女平等」と思っている一方で、女性は「男性が優遇されている」と思う傾向があるように、男女の意識の差が明らかになりました。

また、ふれあいフォーラムや男と女（ひととひと）のセミナー等、様々な啓発事業も継続して実施してきました。

2011年には、「DV対策基本計画」を含む新たなプランの策定に向けて意識調査を実施しました。その結果、依然として残る固定的な性別役割分担意識に加え、DVの実態が明らかになるなど、啓発の重要性が再確認されました。

2022年11月には、前プランの策定から約10年が経過し、社会情勢や国民の意識も変化していることも踏まえ、現状や新たな課題の把握のため改めて意識調査を実施しました。その結果、一部では「男女は平等である」といった意識が広まりつつあることが伺えましたが、一方で依然として固定的役割分担意識が根強く残っていることも明らかになりました。また、DVや性暴力等、近年顕著化してきた問題においては、周知や啓発の不足といった課題が明らかになりました。

## 7 住民意識調査の実施概要

### (1) 実施の概要

「第2次豊能町男女共同参画プラン」を見直すにあたり、町民に男女共同参画社会への意識や課題等についてのご意見を伺い、「第3次豊能町男女共同参画プラン」策定に向けての資料とするために実施しました。

対象地域	町内全域																																																					
調査方法	郵送（郵送による調査票の配布・回収）																																																					
調査期間	郵送日：2022（令和4）年11月22日 締切日：2022（令和4）年12月13日																																																					
対象者	18歳以上の町民3,000名 年代別・性別の対象者数は以下の通り。																																																					
	<p>■回収数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>計</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18～19歳</td> <td>10 (134)</td> <td>14 (115)</td> <td>24 (249)</td> <td>9.64%</td> </tr> <tr> <td>20～29歳</td> <td>47 (325)</td> <td>56 (326)</td> <td>103 (651)</td> <td>15.82%</td> </tr> <tr> <td>30～39歳</td> <td>49 (300)</td> <td>64 (300)</td> <td>113 (600)</td> <td>18.83%</td> </tr> <tr> <td>40～49歳</td> <td>30 (225)</td> <td>68 (225)</td> <td>98 (450)</td> <td>21.78%</td> </tr> <tr> <td>50～59歳</td> <td>40 (175)</td> <td>63 (175)</td> <td>103 (350)</td> <td>29.43%</td> </tr> <tr> <td>60～69歳</td> <td>85 (175)</td> <td>98 (175)</td> <td>183 (350)</td> <td>52.29%</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>105 (175)</td> <td>76 (175)</td> <td>181 (350)</td> <td>51.71%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>366</td> <td>439</td> <td>805</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>(1,509)</td> <td>(1,491)</td> <td>(3,000)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（ ）内はそれぞれの配布数。年代が不明、性別が無回答・不明の回答者もいるため、この表での回収数の合計は817とはならない。</p>				年代	男性	女性	計	回収率	18～19歳	10 (134)	14 (115)	24 (249)	9.64%	20～29歳	47 (325)	56 (326)	103 (651)	15.82%	30～39歳	49 (300)	64 (300)	113 (600)	18.83%	40～49歳	30 (225)	68 (225)	98 (450)	21.78%	50～59歳	40 (175)	63 (175)	103 (350)	29.43%	60～69歳	85 (175)	98 (175)	183 (350)	52.29%	70歳以上	105 (175)	76 (175)	181 (350)	51.71%	計	366	439	805		※	(1,509)	(1,491)	(3,000)	
年代	男性	女性	計	回収率																																																		
18～19歳	10 (134)	14 (115)	24 (249)	9.64%																																																		
20～29歳	47 (325)	56 (326)	103 (651)	15.82%																																																		
30～39歳	49 (300)	64 (300)	113 (600)	18.83%																																																		
40～49歳	30 (225)	68 (225)	98 (450)	21.78%																																																		
50～59歳	40 (175)	63 (175)	103 (350)	29.43%																																																		
60～69歳	85 (175)	98 (175)	183 (350)	52.29%																																																		
70歳以上	105 (175)	76 (175)	181 (350)	51.71%																																																		
計	366	439	805																																																			
※	(1,509)	(1,491)	(3,000)																																																			
回収数	817通（回収率：817/3,000=27.2%）																																																					

※ 図表中の「n」は、各設問、各選択肢に対する回答者数、「回答累計」はひとつの設問に対し複数回答がある場合の回答の合計数です。

また、棒グラフ中の数値は、「回答者の数，回答者の総数（n）に対する割合」を表しています。割合は小数点第二位を四捨五入して表示しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 3 施策の内容

#### 基本目標 1 男女共同参画社会の実現のための教育・啓発の推進

##### 現状と課題

性別に関わりなく誰もが個性や能力を發揮して自分らしく生きることができる社会を実現するためには、性別による固定的役割分担意識や偏見等を取り除き、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうことが不可欠です。

しかしながら、一部では男女平等の意識が浸透していることが伺えましたが、多くの場面において、性別による固定的役割分担意識や偏見、男女間での意識の差は根強く残っており、人権尊重の意識や平等の意識を育てるための教育・啓発が果たす役割は極めて重要です。性別に関わりなくすべての人が互いに人権を尊重しあう男女共同参画の意識の形成を促進するためには、学校をはじめ、家庭、地域等の様々な場において教育・啓発の充実を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、旧来の制度や慣行の見直しについての啓発等に努め、また男女共同参画を進める教育・啓発を推進するとともに、多様な生き方の選択を可能とする教育・啓発のための施策をめざします。

##### 施策の方向と概要

#### (1)男女共同参画についての理解の推進

旧来の制度や慣行の中には、男女の固定的な役割分担が根強く残っているものがあります。このような考えを排して、すべてのひとが性別に関わらず個人としての尊厳が重んぜられることが大切であり、様々な制度や慣行において、男女共同参画の考え方を強化していくことが必要です。

男女共同参画社会の実現に向けた意識形成のため、適切な現状把握に努めるとともに、**住民主体の人権啓発団体である豊能町人権まちづくり協会など、関係機関と連携し、対象者にあわせた効果的な広報や啓発活動、情報の収集・提供に努めます。**

#### (2)生涯にわたる男女平等教育・学習の推進


意識調査の結果にも学校教育の場では男女平等意識が広まりつつあることが表れており、男女共同参画社会を実現する上で、保育所や幼稚園そして学校教育等、幼少期からの教育

(3) 人権の視点からの性の尊重・正しい理解	① 固定的な性別役割分担意識の解消のための正しい理解	○ 男女平等意識や固定的な性別役割分担意識等についての理解のための研修や講演等の啓発	住民人権課
	② 誰もが自らの能力を発揮し活躍できる環境づくり 適材適所の活躍機会の確保のための性差の正しい理解	○ 性別に関わりなく、すべての人が自らの意思によって能力を発揮し活躍できる社会の実現に向けての理解促進のための啓発 あらゆる場における性差による向き不向き、適材適所等についての理解促進のための啓発	住民人権課
	③ 性や感染症についての正しい理解、青少年の健全育成のための環境づくり	○ 学校における発達段階に応じた健康教育や性教育、感染症に関する情報提供の拡充 ○ 家庭における性教育の実施の推進 ○ 性非行防止の啓発の推進 ○ 性の商品化等、性に関わる問題についての意識啓発 ○ 相談支援体制に関する情報の提供	義務教育課 住民人権課
	④ L G B T Q、性的マイノリティ、性の多様性等についての正しい理解	○ 庁内や地域、教育の場に対する講演や研修、資料提供等による啓発 ○ 性的指向や性自認に関わらずすべての人にとって生活しやすい環境の整備 ○ 当事者や家族が相談できる場についての情報の提供	住民人権課 義務教育課

(3) すべての人への生涯を通じた健康支援	①保健・福祉サービスの充実等によるライフスタイルや性別に応じた健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳がん検診・子宮がん検診等の受診機会の拡大</li> <li>○健康診査や各種がん検診の受診機会の拡大</li> <li>○骨粗しょう症予防や栄養指導等の健康づくりに関する事業の充実や意識の啓発</li> <li>○乳幼児健診や妊婦健診等の母子保健事業の充実</li> <li>○介護予防に関する事業の実施や意識の啓発</li> <li>○介護者サークル活動や新たな民間活力に対する支援、ネットワーク体制の確保</li> </ul>	健康増進課
	②性の尊重と女性の性保護についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との連携による女性特有の心身の健康問題に関する相談支援体制の確保</li> <li>○性に関する正しい知識の啓発、情報の収集と提供</li> </ul>	住民人権課 健康増進課
	③仕事と家庭の両立による健康保持増進	○働き方の改革による健康の保持、増進に向けた活動等への参加促進、意識啓発	住民人権課 関係各課
女(4) 防災における男	①男女共同参画の視点にたった防災の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりに向けた啓発</li> <li>○性別による視点やニーズの違い、性的マイノリティに配慮した避難所の運営</li> </ul>	住民人権課 総務課 関係各課

## 参考資料

### 人権に関する主な相談機関一覧

	機関等の名称	電話番号等
DV	DV相談ナビ (内閣府)	#8008
	DV相談プラス (内閣府)	0120-279-889 <small>つなぐ はやく</small>
	大阪府女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	06-6949-6022
	大阪府池田子ども家庭センター	072-751-2858
性犯罪、 性暴力	性犯罪被害 110 番 (大阪府警察相談窓口)	#8103 0120-548-110
	ストーカー110番 (大阪府警察相談窓口)	06-6937-2110
	列車内ちかん被害相談 (大阪府警察相談窓口)	06-6885-1234
	性暴力救援センター・大阪SACHICO	#8891 072-330-0799
職場にお けるハラ メント	大阪労働局 総合労働相談コーナー	0120-939-009
	大阪府労働相談センター	06-6946-2601
	働く女性の人権センターいこ☆る	06-6948-6300
女性の 生活全般	大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンタ ー)	06-6937-7800
	大阪弁護士会 女性のための法律相談	06-6364-1248
人権全般 に関する 相談窓口	法務省「みんなの人権 110 番」	0570-003-110
	法務省「女性の人権ホットライン」	0570-070-810
	法務省「こどもの人権 110 番」	0120-007-110
	法務省「インターネット人権相談」 パソコン・スマホ・携帯電話共通 インターネット人権相談 検索 <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a>	
	法務省「LINE じんけん相談」 @snsjinkensoudan 検索 <a href="#">こちらから友だち追加 ▶</a> 	
	大阪府人権相談窓口 (一般財団法人 大阪府人権協会) E-mail: so-dan@jinken-osaka.jp	06-6581-8634
	大阪弁護士会 総合法律相談センター	06-6364-1248
	豊能町 人権擁護委員による人権相談	072-739-3402
	豊能町 生活・人権相談 (女性相談を含む)	072-743-3964
	豊能町 住民人権課 E-mail: jinken@town.toyono.osaka.jp	072-739-3402

※受け付けの日時は機関により異なります。

2024 (令和6) 年3月現在

1998年 平成10年				・とよの女性プラン策定
1999年 平成11年		・男女共同参画社会基本法制定		
2000年 平成12年		・児童虐待防止法施行 ・ストーカー規制法施行		
2001年 平成13年		・配偶者暴力防止法（DV防止法）施行	・おおさか男女共同参画プラン策定	
2002年 平成14年				・豊能町人権まちづくり協会設立
2003年 平成15年				・男女共同参画社会推進本部設置
2004年 平成16年				・男女共同参画社会の実現に向けて意識調査実施
2005年 平成17年			・大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定	・豊能町男女共同参画プラン策定
2011年 平成23年	・国連機関「UN Women」発足			・DV対策基本計画を含む新たなプラン策定に向け意識調査実施
2013年 平成25年				・第2次豊能町男女共同参画プラン策定（DV対策基本計画を包含）
2018年 平成30年		・候補者男女均等法（候補者均等法）施行		
2019年 平成31年 令和元年	・G20サミット開催（大阪）	・女性活躍推進法改正	・大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例施行	
2021年 令和3年			・おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）策定	
2022年 令和4年				・第3次プラン策定に向け意識調査実施
2024年 令和6年				・第3次豊能町男女共同参画プラン策定（DV対策基本計画及び女性活躍推進計画を包含）